

平成26年10月23日

於 教育委員会室

平成26年10月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成26年10月大和市教育委員会定例会

○平成26年10月23日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	坂本滝男	こども部長	小山郁夫
文化スポーツ部長	金子正美	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	齋藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	図書館長	桜井真澄

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
	日程第1（議案第44号）	平成27年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について
	日程第2（議案第45号）	「後援名義の使用承認についての請願書」について
7	その他	
8	閉会	

開会 午前10時00分

- 青 蔭 委員長 ただいまから、教育委員会10月定例会を開会いたします。  
会議時間は、正午までといたします。  
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は2番石川委員、3番柿本委員、それぞれよろしくお願  
いします。  
続きまして、教育長からの報告を求めます。
- 柿 本 教育長 1点目、10月1日保健福祉センターで大和市戦没者追悼式がございま  
した。教育委員会からは青蔭委員長と私が参加いたしました。厳粛な雰囲気  
の中で、遺族会の方を中心に追悼の意を表すことができたと思っております。  
2点目、同じく10月1日に臨時小中校長会を行いました。私から就任  
の報告をするとともに、信頼回復の決意をお伝えしました。また学校から  
の協力についても依頼をいたしました。  
3点目、10月17から19日まで、イオンモールで大和市学校給食展  
を開催しました。市民の方や子ども達に興味を持っていただけるように、  
栄養士の職員が中心となってビジュアル的に優れた展示をしておりまし  
た。具体的には、子どものポスターの展示や、給食の大切さや食育に関す  
る啓発など、さまざまな視点を盛り込んだ内容となっております。  
4点目、10月20日に神奈川県都市教育長協議会臨時総会が厚木で行  
われました。来年度、全国教育長会議を5月に厚木で行うことから、その  
準備のための会議を兼ねて開催されました。  
各市の状況についての報告の中では、中学校の給食やエアコンの設置に  
ついて取り組んでいるという話が多数ございました、大和市はそれらが既  
に整備されていますので、予算的にも恵まれた中で学校運営ができてい  
ることを改めて感じました。  
11点目、10月21日に市役所1階で、いじめ・暴力行為防止ポスタ  
ーの表彰式を行い、4人の受賞者に賞状を渡しました。残念ながら神奈川  
県においては暴力行為等が増加しているとの報道がありますので、子ども

達が暴力行為やいじめに対して自分たちで声を上げるという本事業については、意義のある取り組みだと改めて思いました。

また、資料にはございませんが、今回の青少年相談室の問題でお辞めになった相談員の方々に対して、10月1日と2日に、就任のご報告をするとともにお詫びを申し上げました。皆様からは、教育委員会の再生に向けて頑張ってもらいたいとの励ましの言葉をいただきました。また、10月7日には青少年相談室へ出向いて、同じように、関係していた皆様へお詫びを申し上げました。

次月定例会までの予定ですが、10月26日に渋谷小学校と下福田小学校の運動会がございます。

また、研究発表会が10月29日に中央林間小学校、11月10日に福田小学校でございます。このほか、上和田中学校でも予定されておりますので、ご参加をお願いします。

11月1日には、大和市子ども読書フォーラムが開催されます。これまで本市が読書活動の推進に取り組んできた成果がこのフォーラムの中で発表されます。また、今後の活動に向けての講演もございますので、ご出席をお願いしたいと思います。

11月7日は、生涯学習センターで中学校の文化連盟大和支部総合文化祭が行われます。各学校の代表クラスによる合唱等が行われます。

11月11日、13日、14日の3日間で教育委員の学校訪問がございますので、よろしくをお願いします。

報告と今後の予定は以上でございます。

○青 蔭 ただいま、教育長からの報告が終わりました。

委員長 質疑等がありましたら、よろしくをお願いします。

○鈴 木 10月19日にふれあい広場に行っていました。

委 員 ふれあい広場は、市内15か所で開催しております。私自身、ふれあい広場推進委員会の会長を長く務めておりましたので、毎年視察に行っております。今回も2か所に行きまわりました。

私も委員長を長年していましたが、家庭・地域教育活性化会議が中心となって、中学生のボランティアを派遣したり、高校生にブースを開いても

らったりする姿が見られました。また、地域の自治会や社会福祉協議会の方など、地域の方々の交流が盛んに図られていました。中でも、教職員がブースを開いて、学校と地域の連携を図っていたことに感銘を受けました。

また、10月1日から、大和市のホームページに、「やまとしキッズページ」ができて、小・中学校のホームページにもリンクが貼られています。学校のホームページでふれあい広場の日程などを紹介している事例もありましたので、今後は保護者の方などにもご覧いただけると良いと思います。

○青 蔭 　　他の委員の方、いかがでしたでしょうか。

委員長 　　他にないようですので、教育長に対する質疑を終了いたします。

#### ◎議 事

○青 蔭 　　それでは、議事に入ります。

委員長 　　日程第1（議案第44号）「平成27年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬 塚 　　人事異動方針（案）については、一昨年、文言を修正しておりますので、今年度は、大きくは変えておりません。

課 長 　　基本方針1の「適材を適所に配置する」ですが、教職員一人一人の能力や専門性を生かして適材を適所に配置することをとおして、それぞれの能力の向上を図っていきたいと考えております。

基本方針2の「教職員の編成を刷新強化する」ですが、単に人を入れ替えるのではなく、各学校の抱えている課題などを考慮し、意図的・計画的に教職員を配置することにより、編成を刷新強化するというものです。

基本方針3の「若手教職員の育成を図る」ですが、昨年度から新採用6年次で異動対象とすることに変更しましたが、昨年度の人事異動では、特に大きな問題もなく進めることができました。今年度も多くの新採用職員が入ってくる中で、ベテランからの知識・技能の継承を進めながら、積極

的に若手教職員を異動させたいと思っております。

次に、本年度の教職員人事概要をご説明します。

教職員の世代別の構成ですが、平均年齢が何十年かぶりに30歳台まで下がりました。昨年度は小学校だけでしたが、今年度は、小中学校合わせて39.9歳となっております。

同一校多年勤務者数の状況については、10年以上の職員が少し見られますが、これは、育児休業中や休職中に10年が経過してしまっているケースです。それ以外では10年以上の職員はおりません。

新採用の教職員の推移ですが、平成16年以降、30人以上の採用が続いており、昨年度も62人を採用しております。今年度も、昨年度よりは少ないかもしれませんが、同規模の採用を行う予定です。

再任用教職員の推移ですが、今年度は小学校で12人、中学校で3人が新規の再任用となり、合計70人となりました。週20時間勤務の方もいますので、定数上では小学校が29.5人分、中学校が17人分となります。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく  
委員長 お願いします。

○鈴 木 方針はこれでよろしいかと思いますが、教職員の人事概要の中で幾つか  
委 員 質問があります。

異動状況の中で辞職が65人となっておりますが、どのような理由で辞職されているのでしょうか。

○犬 塚 辞職の項目には定年退職、勸奨退職、市教委へ採用するための辞職など  
学校教育 が含まれています。  
課 長

○鈴 木 分かりました。  
委 員 県内と県外への転出という項目がございますが、本人の希望により大和  
市から出ているということでしょうか。

○犬 塚 県内で異動する場合には、県教委の面接と当該市の面接を受けて、認め  
学校教育 られれば異動できます。

課 長 県外に転出する場合には、採用試験を受験して合格しないと転出できま

せん。例えば、出身地に帰りたいという場合に、その県の試験を受験して、合格した場合に異動できることとなります。

○鈴木 委員 それは本人の希望ということでよろしいですね。

○犬塚 委員 そのとおりです。

学校教育  
課長

○鈴木 委員 分かりました。最後に再任用教職員ですが、継続は何年間できるのでしょうか。

○犬塚 委員 再任用教職員は基本的に定数にカウントされます。したがって、本務者の教職員と同じ扱いとなりますので、基本的には再任用であっても担任や学年代表を行うという考え方です。

このため、定数上、何人まで採用しなければならないとか、何人以上採用してはいけないということはありません。現在は、本人が希望すれば5年間の再任用が可能ですので、最大65歳まで働くことができます。

○石川 委員 昨年度から、新採用の教職員については、若いうちに他の学校も経験させた方がいいということで方針を変更しました。そのことは、評価ができると思っています。

この方針は、一般の教職員を対象としたものと捉えていますので、今回の議案とは直接には関係がないのですが、管理職の人事について少し意見を申し上げたいと思います。このところ、中学校と小学校との交流という形で人事異動がございしますが、中学校の教員が小学校の管理職になって、1年ぐらいで中学校に戻ってしまうことが見受けられます。このようなことがありますと、小学校が中学校の教員の腰かけのように見られてしまう懸念があります。

小学校も中学校も同じ義務教育の学校ですから、管理職職員についてはじっくり腰を落ちつけて学校経営に取り組んでほしいと思います。

中学校の教員を小学校に配置してもいいし、小学校の教員を中学校に配置してもいいと思います。職員を交流させることのメリットを考えて人事をしていると思っていますが、そのようなことにも配慮をしてほしいと思

います。

○柿本 教育長      ご懸念は、よく分かります。管理職として着任した学校で、その方の力を存分に発揮できることが大前提になりますので、今の石川委員のご意見については大切に受け止めさせていただきます。

○青 蔭 委員長      よろしくお願ひします。

○篠 田 委 員      昨年度から、新採用教職員については6年で異動対象とすることにしましたので、同一校多年勤務者数の8年、9年の中に新採用の方はいないということによろしいでしょうか。

○犬 塚 学校教育課 長      例えば、中学校で2年生を担当している教員が6年目や7年目の場合に、1年生、2年生と担任してきた教員に3年生を担当させるという流れがありますので、昨年度、全員を異動させることは難しい状況がございました。このように、校長の人事配置で、その先二、三年が決まっている場合がありますので、一定の経過措置は必要と考えております。具体的な人数については、資料を持ち合わせておりませんが、8年目の中には新採用が含まれていると思います。

○篠 田 委 員      分かりました。経過措置で、現在は8年目の職員もいますが、早い段階で異動があると考えていいのですね。

○犬 塚 学校教育課 長      6年で異動対象となることが分かった時点で、校長は次の年の人事配置の際に、4年目や5年目の教員をどこに配置するのかを考えるとと思います。2年間程度の経過期間が必要ですが、今後については、6年で異動していくという形にできると思います。

○篠 田 委 員      分かりました。やはり新採用の教員は、いろいろな学校で経験をするのが望ましいと思います。たくさんの方の学校で経験を積んだことが、ベテランになったときの力になると思いますので、よろしくお願ひします。

○青 蔭 委員長      よろしくお願ひします。  
他によろしいでしょうか。

他にないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。



(「異議なし」の声)

- 青 蔭 異議なしということですので、議案第44号は可決いたしました。  
委員長 続きまして、日程第2(議案第45号)「後援名義の使用承認について  
の請願書」を議題といたします。  
請願でございますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、請願者から  
発言の許可を求められておりますので、これを許可します。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

(休憩)

再開 午前10時25分

- 青 蔭 再会します。  
委員長 質疑、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
- 石 川 まず、事務局に質問をしたいと思ひます。  
委 員 大和市教育委員会の後援名義の使用承認について、基本的な考え方を説明  
してください。
- 齋 藤 大和市教育委員会後援名義使用承認手続きに関する要領の第2条で承認  
教育総務 基準を定めておりますので、条文を読み上げます。  
課 長 第2条、教育委員会が適当と認める団体の教育関係事業(以下、「事業」という。)で、次の要件を具備しているものとする。
- (1) 主催者が原則として市内に在住、在勤しており、その所在、身分が明らかであること。
  - (2) 社会教育関係団体及びそれに類する団体で、適法に構成されている団体であること。
  - (3) 特定の政党、宗教、その他政治団体及び宗教的な団体を支持またはそれらの活動に関係の無いもの。
  - (4) 事業目的が市民教育、学術、文化等の向上発展に寄与するものであること。
  - (5) 営利目的でないもので、しかも義務教育、社会教育並びに市民の福祉向上のため行う事業であること。
  - (6) 原則的には入場料が無料であること。ただし、会費程度の徴収で

利益を生じさせない場合は、この限りではない。

(7) 特定の地域の住民又は同好者を対象としないもの。

(8) その他、教育委員会が教育上支障がなく、かつ適当と認めたもの。

以上でございます。

○石川委員 今回の「憲法9条やまとの会」の後援名義使用を承認したということは、事務局でこの事業が今の規定に抵触しないと判断したと考えていいのですか。

○秋山文化振興課長 要領に照らして、抵触するものではないと事務局で判断いたしました。

○石川委員 行政は、いろいろな市民のいろいろな意見を聞くことが市民のためになると私は思っています。

例えば、憲法9条について、反対する方たちの意見もあるし、賛成する方の意見もある、そのような意見を聞く義務が行政にはあるのではないかと思っています。この事業が、ある政党を応援しているとか、宗教団体の活動を宣伝するような活用をしていなければ、行政としては承認の判断をするべきだろうと思っています。

○鈴木委員 私も石川委員と同様の考えを持っています。特定の政党、宗教、政治団体及び宗教的な団体を支持していないということであるならば、承認をすることでよろしいかと思えます。

○篠田委員 私も、基本的には同じ意見です。申請の段階で、事務局がしっかりと判断した結果であるのは間違いないと思っております。

ただ、事業の内容について、どういった講演会だったかということを確認していく必要もあるのではないかと思っております。

教育委員会が後援名義を承認するのであれば、その内容に関しても教育委員会が後押ししていると受け取られかねないということも考えながら、申請者には、きちんと中立性を保っていただくことを認識していただく必要があると思っております。

確認した中で要領に抵触することがあれば、今後の申請の承認について

は判断する必要があるのではないかと考えております。

○石川 委員 今の篠田委員の指摘は、非常に重要なことだと思います。

これは、事前の申請によって承認していますが、例えば、実際に行った事業内容が申請されたものと違っていただければ、それはしっかりと対応をしなければなりません。逆に言うと、申請を承認することによって、教育委員会としては、その内容をある程度は把握する責任があるのではないかと気がします。

内容が要領に違反していれば指導するし、場合によっては、次回からは承認をしないという形をとらざるを得ないと思います。

今回、そのような違反があったかどうかは、実際の内容を聞いておりませんので分かりませんが、今後は、そのような検討をしていく必要があると思いました。

○柿本 教育長 行政の立場としては、先ほどの要領の規定に沿って判断をすることになります。

今問題になっているのは、3点目の特定の政治団体、宗教団体を支持するような活動であったかということだと思いますが、今現在、過去の活動の中ではそうしたことはないという認識に立って、今年も部長決裁で後援をしたと考えております。その点については、今までの対応は間違っていないと思いますし、今後も、その中で表明されている意見について我々が評価するものではないと思います。

ですから、今回問題になっている憲法の問題も、賛成の方であれ反対の方であれ、我々は中立の立場で判断して、この要領に承認をするということでございます。

ただ、今後については、篠田委員がおっしゃった意見についても、意識しておく必要があるのではないかと考えています。

○青蔭 委員長 委員の意見として、申請された段階と実際の事業内容が一致しているか、ある程度把握して確認をすることが必要ではないかとの意見がございました。もちろん、後援をしているからといって全ての事業に出られるわけではないと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

○秋山 全ての後援事業に立会うことはなかなか難しいかと思っておりますので、事業

文化振興 実績報告書及び事業収支決算書等をもって判断しつつ、疑義があるものに  
課 長 ついてはそれをもとにお尋ねすることが基本になるかと思いますが、今回の  
の請願のようなご意見もいただいておりますので、そのようなお考えがあ  
るということを踏まえた上で、今後注視していきたいと考えております。

○青 蔭 年間約130件の後援について、全て私どもが把握して精査するという  
委員長 ことは難しいとは思いますが、このように注目を集めている話題につ  
いては、お互いに感度を良くしていく必要があるのではないかと思います。

他に、ご意見はございますか。教育委員として事務方に伝えておくべき  
ことがございましたら、このような機会ですので、よろしく願いいたし  
ます。

○石 川 先ほど申し上げたように、基本的には今回の後援名義の承認に対して要  
委員 領の違反を認めるものではありません。したがって、私は、この請願にあ  
るような指導等をする必要はないと考えています。

明らかに違反する状況があれば対応が必要ですが、現時点で事務局が判  
断した中で、しっかりとやっているのだろうと判断しました。

したがって、教育委員会が憲法9条やまとの会に関して事務局を指導す  
る必要はないということであれば、この請願については、不採択としてい  
いのではないかと思います。

○青 蔭 ただいま、石川委員から不採択とのご意見がございましたが、これにつ  
委員長 いて委員の方々のご意見はいかがでしょうか。

他に意見が無いようですので、質疑終結してよろしいでしょうか。

終結させていただきます。

これより議案第45号について採決します。

本件については、不採択ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第45号は、不採択といたします。  
委員長

◎その他

- 青 蔭           それでは、その他に入ります。
- 委員長           各課で報告事項がございましたら、順次報告をお願いします。
- 「三学期制検討プロジェクト委員会の検討結果報告について」久津間指導室長。
- 久津間       三学期制検討プロジェクト委員会は、これまでに4回開催して、新しい指導室長       三学期制の理念及び課業日について検討を重ねてまいりましたので、その結果を報告させていただきます。
- 来年度から始まる三学期制ですが、「学び・育ちの創造を目指す、新しい三学期制」として三つの柱を掲げました。
- 1点目は、「子どもと向き合う時間を大切にする教育課程の工夫」です。友達や教員とさまざまな活動に取り組むことで、良好な人間関係や信頼関係を築く子どもの姿を願い、これまで行ってきた二学期制と同程度の授業時間を確保し、各学校における教育活動が工夫できるようにします。
- 具体的には、各学校が主体的に教育課程を編成したり、子ども達と向き合うための時間を確保したりしていくこととなります。
- 2点目は、「学力や学習意欲を高めること、また、自己実現を図るために学習や生活の様子を分かりやすく伝える工夫」です。
- 児童・生徒あるいは保護者が学習や生活の様子を知ることで、児童・生徒がさらなる意欲を生む姿を願い、学校生活の成果や課題を通知表や補助資料、あるいは面談などを利用して伝えていきます。
- 3点目は、「子どもが主体的に長期休業を有効活用する工夫」です。子ども達には課題を見つけ次のステップに生かしていくことができる姿を願っています。具体的には長期休業前の面談などを利用して、児童・生徒一人一人に対して丁寧に助言する機会を持つこと。それによって、子ども達が長期休業を有意義に過ごせるようにしていきたいと思えます。
- 以上が理念です。
- 次に、課業日についてご説明します。
- プロジェクト委員会では新しい三学期制の理念を踏まえ、授業日数などを鑑みながら課業日について検討してきました。
- 具体的には、3月の定例会での学校管理運営規則の改正により定めた三

学期制での各学期の課業期間で、新しい三学期制の理念に基づく教育活動を行うことができるかを、授業時間数をもとに検討しております。

その中で、新しい三学期制を考える上で教育委員会として配慮する時間数について、2点示しております。

1点は、長期休業前の面談の時間の確保です。具体的には年2回、夏期と冬期休業前の面談として、午後の時間のカットを考えています。例えば、小学校1年生の場合、夏期休業前4時間、冬期休業前4時間、計8時間が面談での授業カットの時間となります。

2点目は、成績処理の時間の確保です。三学期制になりますと教師の成績処理が1回増えることとなります。プロジェクト委員会では、小学校では毎学期、放課後を含めた10時間の時間を成績処理のために確保することが必要であると考えました。

そのためには成績処理期間に授業をカットすることが必要となります。検討の結果、教師が放課後の時間に成績処理業務を行う場合、そのための授業カットの時間は毎学期2時間、年間6時間が必要と考えました。

中学校においては、これまでも定期試験の日の午後は成績処理業務に当たっているため、この状況を継続することが必要であると考えております。

具体的には、定期試験実施日には午後の授業カットを行っているため、年間13時間の授業カットになると考えております。

続きまして、新しい三学期制における課業日及び時間数のシミュレーションです。

「年間の総時数」から、「各学年の授業時間数」「新しい三学期制を考える上で配慮する時間」「全校が行っている学校行事等の時間」の合計を引いたものが「余剰時間」として算定しています。

例えば、小学校1年生の場合ですと、総時間数が980時間で、ここから授業時間数850時間と新しい三学期制を考える上で配慮する時間及び学校行事の時間71時間を合わせたものを引くと、余剰時間が59時間と算出できます。これは日数で換算すると約12.3日となります。

同様に、2年生の余剰時間が40時間、3年生が73時間、4年生が77時間、5年生が74時間、6年生が52時間となっています。

各学校ではこの余剰時間を学力向上の観点から教科や領域の時間として活用するほか、家庭訪問や避難訓練、縦割り活動など、各学校で行事を組んでいます。さらに、この余剰時間は悪天候やインフルエンザなどによる臨時休業の場合の予備の時間にもなります。

6年生は卒業式の関係で他学年より課業日が4日間少なくなるものの、9.3日相当の余剰時間が確保できるため、各学校の特色ある行事などを取り入れながら、工夫を凝らした教育課程が編成できると判断しました。

また、他学年では2年生の余剰時間が、約8日相当と一番少ない状況が見られますが、これについても各学校で工夫して行っている行事や臨時休業を考慮しても、時間的に余裕があると判断いたしました。

中学校では、1年生の余剰時間が6.2時間、2年生が5.5時間、3年生が2.1時間となりました。1、2年生については、各学校で行っている特色ある行事や臨時休業を考慮しても、時間的に余裕があると判断しました。

今回のシミュレーションでは、定期試験については、最も多くの日数をかけたケースを想定して計上していますが、中学校の中には、1学期の中間試験を行わない学校や、期末試験や学年末試験について、通常3日のところを2日で実施している学校もあります。また、今後そのような対応を取る学校が増える可能性もあると考えています。

3年生は、高校入試の関係で卒業式の日が流動的ですが、小学校6年生と同様に課業日が短くなります。よって、他学年と比べると時数に余裕が少ない状況が見られます。そこで、現在は、通年で週28時間の授業をしていますが、今後は、部活動が行われなくなる11月以降を週29時間とすることを考えています。これにより、余剰時間は2.1時間となります。

また、3年生につきましても、先ほどご説明した定期試験の実施方法の工夫が行われていること、さらには、総合的な学習の時間において7時間目を活用するなどの工夫も行われていることから、授業時間数の確保はできると判断しました。

以上、ご説明したとおり、校長、教頭、教務の代表も含めました三学期制検討プロジェクト委員会では、新しい三学期制の理念を踏まえた取り組

みも入れつつ、各学校が教育課程を工夫することで、先ほどご説明した課業期間で時間数が確保できると判断するに至りました。

以上が課業日についてです。

続いて、教育課程を編成していくときの考え方についてご説明します。

来年度から始まる新しい三学期制は、以前行っていた三学期制と同様ではなく、また、現行の二学期制と同じ内容をはめ込むのではなく、新しい学校のスタートとして教育課程を編成していくことが重要であると考えています。

この、新しい三学期制度をスタートするに当たっての、教育委員会からの配慮事項、確認事項についてご説明させていただきます。

一つ目、成績処理期間については、市主催の研修会等を実施しないよう努めていきたいと思えます。

二つ目、今後、校務システムの導入について検討していきます。

三つ目、三学期制導入以降も検証を行い、よりよい三学期制を探っていきたいと考えております。

最後に、土曜授業についてですが、現段階では職員の勤務条件の問題があること、土曜日に地域の活動が入っていたり、中学校の部活動の大会が組まれていたりすることから、今すぐ通年での実施をすることは困難と考えています。今後は、県の動きなどを注視していきたいと思えます。

○青 蔭 教育委員もこれまで何度か協議会を開催して協議をしてまいりましたが、今回、最終的な報告書が提出されました。各委員から質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

○鈴 木 報告書はとても良くまとまっていると思えます。  
委 員 基本理念の1に、子どもと向き合うための時間確保は掲げられていますが、大和方式の理念については継承するということによろしいのでしょうか。

まず、大和方式について簡単に説明していただければと思えます。

○久津間 大和方式については、子どもに向き合うための時間を確保するために、  
指導室長 小学校1、2年生と中学校の全学年で、文科省が示した週の時間数よりも1時間少なく運用しているものです。週1時間少ない分については、夏休



みに課業日を増やして時数を補っています。

このようにすることで、週1時間ですが、子ども達と向き合う時間を生み出せるということで、その時間を子ども達との活動や中学校では部活動に充てていくという考えのもと実施しています。

○鈴木委員       それが今度の新しい三学期制でも継承できるのですね。

○久津間指導室長       授業時間数を確保するという、二学期制の理念を継承しながら実施できると考えております。

○鈴木委員       中学校3年生の余剰時間が他の学年に比べて少ない状況ですが、インフルエンザによる学級閉鎖や台風などの臨時休校などにも対応できるのでしょうか。

○久津間指導室長       他の学年に比べると少ない状況は確かにあります。ここについては、先ほども申しましたように、11月から3年生だけは特別の運用をしていくことと、現行でも中学校では7時間目を設けて総合的な学習の時間を行っているという実態がありますので、そのような工夫で時間数を確保していくこととなります。

なお、特別な事情が生じた場合には、学校の方で三学期等に対応していくことになると思います。

○鈴木委員       イレギュラーな場合は、学校判断で対応できるということでよろしいですね。

○久津間指導室長       はい、そのように考えております。

○鈴木委員       校務システムの導入について検討していくとなっています。三学期制は来年の4月から始まりますが、校務支援システム導入に向けた今後のスケジュールを教えてください。

○深谷教育研究所長       9月の補正予算によって、今年度中に教員1人1台にパソコンが配布され、校務支援システムの導入に向けた環境が整うこととなります。システムそのものについては、構築に時間がかかりますので、平成28年4月の稼働を目指して、現在、予算要求に向けた準備をしているところです。

今後は、検討委員会を立ち上げて、内容について検討を行ったうえで、

業者を決定してシステムを構築していき、1年半ほど時間をかけて導入していく予定です。

○鈴木委員 新しい三学期制の検証については、いつどのように行う予定でしょうか。

○久津間指導室長 まだ具体的な計画はございませんが、二学期制に変更した際も検証を行っておりますので、そのような例を参考に検討していきたいと思っております。

○石川委員 今、検証の話がございましたが、学期制のような教育課程の編成に大きな影響を与える事項は、一度実施したら簡単に変えるべきではないと思います。現在の二学期制は、十年近く実施しています。今回は、子ども達の成長を考えた中では、三学期制が一番良い方法だと判断して、万全を期して変更するものだと考えています。

ただ、実際に三学期制になったときに教職員が大幅に忙しくなるということでは、子どもと向き合うことはできないし、その辺りは、教育委員会として環境整備をしっかりとしていかなければいけないと思います。

そして、もちろん三学期制だけで子どもを育てる訳ではありませんので、いろいろな施策と総合して子ども達を育てていく中での一つの具体的な手法として三学期制を選択したということだと思います。

三学期制の一番大きな課題は、課業日だったと思います。3月の定例会で規則改正を決定した際には、改正後の課業期間で授業時数が確保できるのか懸念がありましたが、細かいシミュレーションをした中で、確保できる見通しがついたということだと思います。私としても、これ以上子ども達の夏休みを削るといったことは避けたい気持ちがありましたので、良かったと思っています。

実際にやってみると、成績処理の時間がこれだけでは足りないのではないかと懸念はありますが、今でも教員は一生懸命やっていて、一生懸命やり過ぎて多くの時間がかかっていることもあります。成績処理業務の時間を全て授業カットで確保するのは、なかなか難しいとは思いますが、このような配慮によって、成績処理の時間が少しでも確保できると良いと思います。

今回の報告書については、よくまとまっていると思います。

○篠田 委員 3月に三学期制の変更を決定してからプロジェクト委員会を立ち上げ、教育委員にも何度か検討経過を報告してもらいました。

その中で、課業日について、だいぶ悩まれていたと思います。特に、中学3年生の課業日をどのように確保するかということで、初めの段階では長期休業を減らすことや土曜授業など、さまざまな手法を検討しました。最終的に11月以降の授業時数を変更することにしたということで、これは子ども達のためにも一番良い方法だろうと考えております。

新しい三学期制ということで、制度の変更はとても大変だと思いますが、児童・生徒と向き合う時間を確保しながら、各学校、各教員がこの理念を大事にして取り組んでいってほしいと思います。私たち教育委員としてもフォローできることは、できる限りしていきたいと考えております。

○青蔭 委員長 校務支援システムについては、平成28年4月を予定しているということですが、実際には来年度から三学期制が始まることとなります。できる範囲で結構ですが、学校に対して何らかの支援をしていくことはできないでしょうか。

○深谷 教育研究所長 校務支援システムの構築については、28年3月の完成を目指しておりますが、それ以上早くすることは難しいと思います。このため、それ以前に、システム上で業務の軽減を図ることはなかなか難しいかと思っております。

その他の方法として何かあるかということは、指導室とも相談しながら、提案できることがあれば学校に提案していきたいと思っております。

○青蔭 委員長 三学期制の実施まで、もう少し時間がありますので、検討してほしいと思います。

○柿本 教育長 少し補足でお話をいたしますと、新しい三学期制については、二学期制の利点である、教員が子どもと触れ合う時間を増やすということと、三学期制の利点である、評価の回数や学習面での家庭との連携ということの、両方の利点を合せたものだと思っております。

当然、技術的にはいろいろな課題があります。一つは授業時数の確保ということですが、これについては、授業時数だけではなく、各学校が特色ある学校運営、教育課程を編成するためにどれぐらいの時間が必要か、行事

等の時間まで含めて計算をいたしました。

その中で一番課題になったのが中学校の3年生です。これにつきましては一部、今までの大和方式を外して、11月以降に週の時数を増やすという対応をとることにいたしました。

また、教員の多忙化については、成績処理の時間を確保するための工夫と、校務支援システムの導入などの対応をしていくこととしています。

9月議会で、新しい三学期制の進捗状況が心配であるというご意見が市民の方からございましたので、その点について少し触れさせていただきますと、ご存じのようにプロジェクト委員会の中には小・中の校長会の代表や教頭や教務の代表も参加しております。

検討の進捗状況については、出席している校長を通じて小・中の校長会には逐次報告しております。そうした意味で、内容が固まってきているものについては現場の方でも受け取りながら、来年度に向けて三学期制の実施に向けて準備を進めているところでございます。

そういった意味で、9月議会でご心配いただいた声に対してはお答えできるのではないかと考えております。

○青 蔭 分かりました。

委員長 他になければ、続きまして、「平成26年度神奈川県優秀授業実践教員表彰について」犬塚学校教育課長。

○犬 塚 10月2日付で、神奈川県教育委員会教育長から通知があり、福田小学校教育課長の矢野あゆみ教諭が平成26年度神奈川県優秀授業実践教員として表彰されることになりました。矢野教諭は学校図書館教育と各教科の連携を意識したカリキュラム開発や、読書指導の充実に向けた取り組みを熱心に行っております。

また、自身の指導の充実だけでなく、学年に応じた実践や体系的な調べ学習、さらに朝読書の指導の充実に向けて取り組みを行い、所属校の学力向上に努めております。

優れた授業実践は校内研修で紹介するなど、学校全体の教員の授業力向上や人材育成にも努めております。

なお矢野教諭は、11月20日の木曜日の午後、神奈川県庁の大会議場

で行われる表彰式にて、県教育委員会から表彰される予定です。

○青 蔭 委員長 ありがとうございます。喜ばしいことです。こういう方がどんどん出るように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員の方から、ご意見等ございますか。よろしいですね。

続きまして、「大和市文化祭について」秋山文化振興課長。

○秋 山 文化振興 課 長 平成26年度大和市文化祭一般公募展の出品の状況ですが、書、絵画につきましても例年並み、写真につきましても大幅な増加という状況で、合計264点の出展がございました。その中から、市長賞、議長賞、教育委員長賞、教育長賞の各賞を決定しております。

表彰式につきましても11月3日午後1時から生涯学習センターで実施いたしますので、委員長、教育長におかれましても出席をお願いいたします。

10月25日から11月3日までは、一般公募展の作品展のほか、企画展として藤本忠生さんの映像作品展を行います。また、11月3日には「祭りの彩り」という題目で市民芸術祭を開催いたしますので、各委員におかれましてもご覧いただきたいと思ひます。

○青 蔭 委員長 質疑等ございますか。よろしいですか。

(「はい、結構です」の声)

○青 蔭 委員長 事務局から何かございますか。

(「ございません」の声)

○青 蔭 委員長 委員から何かございますか。ございませんか。

(「はい」の声)

○青 蔭 委員長 それでは、11月の会議の日程をお知らせ申し上げます。

11月の定例会は、11月17日月曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○青 蔭 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
委員長 これにて、教育委員会10月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時14分